

<一般委託>

公園側溝清掃業務（一般委託）仕様書

公園側溝清掃業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙「業務仕様書」参照
2	履行期間	契約日から平成31年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市内一円
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「産業廃棄物処理作業共通仕様書」のとおり この契約で示した内訳単価以外を使用する場合については、別途協議により決定する。
6	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守すること
7	資格要件	本業務履行については、下記のどちらかの資格を有すること。 (1) 産業廃棄物収集運搬業許可（「種類：汚泥」神奈川県知事または横須賀市長の許可）
8	契約方法	単価による業務委託契約（一般委託）
9	支払方法	本件は2回払い（10月・3月の末締め）で、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算（円未満端数切捨て）するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 • <input checked="" type="radio"/> 非対象
11	現場代理人の配置	必要 • <input checked="" type="radio"/> 不要
12	その他事項	(1) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 (2) 契約時本市から指示があった場合は、現場代理人を配置すること。
13	監督員連絡先	環境政策部公園管理課 担当 川瀬 雄二

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none">この業務を実行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
----------------------------------	---

内訳書

(税抜き)

種別	細別	単位	予定数量	上限単価	契約単価
側溝清掃	蓋無し・側溝幅240mm以下	m	805	600	
側溝清掃	コンクリート蓋・側溝幅240mm以下	m	850	900	
側溝清掃	鋼蓋・側溝幅240mm以下	m	1,620	800	
側溝清掃	蓋無し・側溝幅450mm以下	m	60	2,000	
側溝清掃	コンクリート蓋・側溝幅450mm以下	m	60	3,500	
側溝清掃	鋼蓋・側溝幅450mm以下	m	50	3,000	
管渠清掃	管径Φ200mm以下	m	50	2,500	
管渠清掃	管径Φ201~400mm	m	50	3,500	
集水柵清掃	有蓋・土砂250mm未満	箇所	50	2,000	
集水柵清掃	有蓋・土砂250mm以上	箇所	50	2,500	
汚泥運搬追浜行政管内	14.5km	t	10	7,000	
汚泥運搬田浦行政管内	12.1km	t	10	5,000	
汚泥運搬逸見行政管内	7.6km	t	10	4,000	
汚泥運搬本庁行政管内	10.9km	t	10	4,500	
汚泥運搬衣笠行政管内	7.8km	t	10	4,000	
汚泥運搬大津行政管内	11.0km	t	10	4,500	
汚泥運搬浦賀行政管内	13.2km	t	10	7,000	
汚泥運搬久里浜行政管内	10.9km	t	10	4,500	
汚泥運搬北下浦行政管内	8.3km	t	10	4,000	
汚泥運搬西行政管内	1.5km	t	10	3,000	
交通整理員		人	10	15,000	

※ 契約単価欄は、契約者が記入する。

※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。

※ 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

業務仕様書

- 1 業務目的 本業務は、環境及び衛生の増進を図るため、市管理公園内の側溝清掃を行うものである。
- 2 施工場所 横須賀市内一円
- 3 履行期間 契約日から平成31年3月31日まで
- 4 一般事項
- (1) 業務実施に当たっては、一般来園者に対し、危険のないよう充分注意し、作業中に一般来園者に被害を及ぼした場合は、受託者の責任において処理すること。また、常に火災、盗難、その他事故の発生予防に充分注意すること。
- (2) 清掃に用いる機械器具及び消耗品等はすべて受託者の負担とする。
- (3) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。特に、市民要望等の緊急に要する業務内容は、原則として監督員からの指示後、速やかに作業を着手すること。
- (4) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び作業実績表・業務写真を監督員に提出すること。
- 検査に必要な業務写真等の記録は、不明瞭にならないよう注意して撮影し、整理して遅滞無く提出し、検査を受けること。
- なお、業務写真の撮影頻度は、原則として下表により、業務状況の分かる写真（作業前・作業後）とする。

種別	単位	撮影頻度
側溝及び管渠清掃	m	作業量の2%+1箇所
集水樹清掃	箇所	作業量の20%+1箇所
汚泥運搬	t	各公園ごとに1回

- (5) 本仕様書に明記がない事項で、疑義が生じた場合には、監督員と協議し、遺漏のない様、履行すること。

5 業務内容

種 別	細 別
側溝清掃	蓋無し・側溝幅 240mm以下
側溝清掃	コンクリート蓋・側溝幅 240mm以下
側溝清掃	鋼蓋・側溝幅 240mm以下
側溝清掃	蓋無し・側溝幅 450mm以下
側溝清掃	コンクリート蓋・側溝幅 450mm以下
側溝清掃	鋼蓋・側溝幅 450mm以下
管渠清掃	管径Φ200mm 以下
管渠清掃	管径Φ201~400mm
集水柵清掃	有蓋・土砂 250mm 未満
集水柵清掃	有蓋・土砂 250mm 以上
汚泥運搬追浜行政管内	14.5km
汚泥運搬田浦行政管内	12.1km
汚泥運搬逸見行政管内	7.6km
汚泥運搬本庁行政管内	10.9km
汚泥運搬衣笠行政管内	7.8km
汚泥運搬大津行政管内	11.0km
汚泥運搬浦賀行政管内	13.2km
汚泥運搬久里浜行政管内	10.9km
汚泥運搬北下浦行政管内	8.3km
汚泥運搬西行政管内	1.5km
交通整理員	

*汚泥運搬距離は、各行政センターを起点とする。

6 業務仕様

- (1) 当業務は、市管理公園内の側溝を清掃し、土砂等を処理場まで運搬処理するものである。
- (2) 作業上障害となるものは清掃時に取り除き、清掃するものとする。
- (3) 汚泥処理場は田中石材土木㈱とする。

(横須賀市長坂3丁目10番13号 電話856-1931)

産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬について、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類 : 汚泥（無機・混合）
数量 : 100t（予定数量）

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要が生じた場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

(4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（甲乙の責任範囲等）

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2票で代えることができる。
(検査等)

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならぬ。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処 分 先（中間処分又は最終処分）

事業場の名称 : 田中石材土木株式会社
所 在 地 : 横須賀市佐島1丁目2番1
処 分 の 方 法 : 脱水
施設の処理能力 : 240 m³／8 h

2 再 生 先

事業場の名称 : 田中石材土木株式会社
所 在 地 : 横須賀市長坂4丁目22番地
再 生 の 方 法 : 混合
施設の処理能力 : 800 m³／8 h